

令和４年度第３回尾花沢警察署協議会の開催

日 時	令和４年12月15日(木)午後３時30分から午後４時45分までの間
場 所	尾花沢警察署会議室
出 席 者	協議会委員：会長以下４名 警 察 署 員：署長以下６名
議 題	冬道における交通事故防止について
そ の 他	動画KYT（危険予測トレーニング）の体験

【協議内容等】

委員からの意見等	警察署の回答
高速道路で車両の後方に三角表示板を設置する場合、設置位置の基準はあるか。	道路交通法施行令では、三角表示板の表示位置は「後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置」に設置するとされていますので、カーブでは手前に設置する等、道路状況に応じ後続の運転手から見やすいように設置することとなります。
三角表示板の車載については、何らかの方法で市民町民に広報してほしい。	今後、市報町報や当署発行の広報紙等によって管内住民に広報していきます。
冬道での駐車車両は、除雪の妨げとなることから取締りをしてほしい。	降雪期における路上駐車は、除雪の妨げとなるほか、交通事故を誘発する可能性もありますので、積極的な指導取締りを推進していきます。
尾花沢警察署で交通事故防止のために設置した交通安全見守りかかしは交通事故抑止効果があると考えます。 ぜひ、銀山温泉につながる道路にも設置してほしい。	冬期間の設置は難しいので、春以降に交通事故発生状況を勘案し設置を検討します。

交通安全関係ののぼり旗で、旗の部分が切れているものがあるので、交通安全協会と連携して対応してほしい。	管内に設置されている交通安全のぼり旗は、地区交通安全協会又は地元自治会によって設置・管理されています。 経年劣化や破損等が見られれば、地区交通安全協会に情報提供の上、適宜交換等を依頼します。
排雪時期になると、排雪関係車両の運転が危険に感じることがあるので、安全運転の指導をしてほしい。	警察で危険な運転をしている排雪関係車両を発見した際は指導を行っていますが、そのような車両を見掛けた場合は、警察で事実関係を確認し指導を行いますので、通報をお願いします。
駐車場から道路に出る際、見通しが悪く歩行者が見えないことがあるので、雪壁を削るなどの対応をしてほしい。	交通上危険な箇所については、降雪状況を鑑み、現場確認の上、管理者に対して雪壁の掘削による対応を依頼していきます。

【協議等の状況】

